

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第23回 「理事者と女性会員との懇談会」が開催されました

男女共同参画推進本部 大森 夏織 (44期) 坂野 維子 (57期) 水谷 江利 (62期)

開催概要

8月1日、「理事者と女性会員との懇談会」が今年も開催されました。

この会は、当会の理事者と女性会員が集い話し合うことによって、理事者が女性会員の意見を吸い上げ、男女共同参画の観点を取り入れてよりよい会運営を目指すことを目的として開催されているものです。

当日は、理事者7名全員と女性会員69名を含む計79名の参加者が、7班に分かれて「第二次男女共同参画基本計画」の重点目標の5項目について話し合いました。

重点目標 [I]

会の政策決定への女性会員の参加推進

<役職者への女性会員の割合を増加させるために>

女性会員の割合を高めることには賛成であるが、会議時間の短縮・方法の改善など、時間的制約のある会員のために会議等の負担を少なくする工夫が必要である、といった意見が聞かれました。

<女性会員の委員会参加をやすくするために>

育休期間中などにおける委員会へのスカイプ参加は、すでに実施している委員会、部会も存在しますが、音声と画面のタイムラグ・聞き取りにくさ・セキュリティ確保など、通信環境の整備が求められるとの意見が多数ありました。

加えて、委員会の開催について、柔軟な時間設定を求める声が多数ありました。ただし、子育て中で昼間を希望する会員と、インハウスや勤務弁護士で夜間を希望する会員がそれぞれ存在するので、一律の時間帯設定は困難ではないか、という声も同程度聞かれました。

重点目標 [II]

女性会員の業務における障害の解消と職域拡大

<職務上の氏名使用を浸透させるために>

弁護士会の会員証明書に戸籍名を入れることができることについて、これにより登録姓と戸籍姓のつながりが容易に示せることを知らない人がいるので、周知してほしいとの声がありました。

登録姓での銀行口座の開設については、戸籍名でなく登録姓以外で口座を開設できるか否かは銀行ごとに異なることから、各行の対応の違いを、掲示板や「べんとら」アプリなどで情報交換できるようにしてほしい、との声がありました。

<研修への参加の確保のために>

午後6時以降の研修には参加ができないとして、柔軟な時間設定を求める声があるのは上記委員会の時間設定と同じでした。

この点、とりわけ法律相談の登録研修や倫理研修など義務研修について、ネット受講やDVD受講でも受講したものとみなされるようになればよい、との要望は多くありました。ただし、理事者から、実際に視聴したかどうかの確認が困難であること、日弁連のようなインターネット研修の実施はシステム導入の金銭問題があること等の理由で、すぐに実現するのは難しい、との説明がありました。

重点目標 [III]

会員がワークライフバランスを実現するための支援

<既存の支援制度についての情報提供を拡充し多様な働き方について議論を活発化するために>

事務所の規模が産休・育休のとりやすさに影響する、という現実的な意見の一方、産休・育休をとりやすい

環境整備として、「産休・育休ガイドライン」の策定、産休・育休、最低保障、雇用保険の有無などの開示、「経営者層弁護士を対象とする所属弁護士の産休・育休取得研修」の導入、代用教員のような育休中の弁護士をサポートする弁護士の確保を弁護士会が行う制度を導入してはどうか等の意見がありました。

＜会館内の一時保育サービスの普及のために＞

一部の研修時などに4階和室での一時保育制度を導入したことについて、対象となる研修を拡大し、さらに周知を徹底してほしいなどの意見も多くありました。

一方、緊急時の病児保育自体への要望は強くありましたが、実際には費用負担以外は困難ではないかとの現実的な意見もありました。

重点目標【Ⅳ】

性別を理由とする差別的取扱い及びセクシャル・ハラスメントなどの防止と被害救済制度の整備

＜就職時、就職後の性差別＞

採用面接で女性修習生だけが結婚の予定を尋ねられる、子どものいる女性は就職困難であるといった修習生、就活者に対する差別的言動は依然として存在し、採用後も妊娠によって事務所を辞めさせられる事例があるなど採用後の性差別も見受けられるという声がありました。

＜セクハラ相談窓口や研修などの普及のために＞

セクハラ相談窓口については、あいかわらず存在を知らない会員が多いとのご指摘や、依然として相談数が伸び悩むことについて、解決の具体例や相談した後の展開がイメージできないと相談しにくいので、セクハラ相談窓口で「解決事例」を周知してもらい相談後の解決イメージを持つことができれば、相談につながるのではないかと、いった意見がありました。

重点目標【Ⅴ】

会員同士のネットワークや会館設備の充実による、女性会員の業務・キャリア形成のサポート

女性会員室など会館施設についての意見交換のほか、当委員会で導入した「女性会員メーリングリスト」、女性会員の小規模な懇談の場である「とーべん女子会しゃべり場」、4階会員室奥の自動販売機横や女性会員室、5階日比谷公園側ソファに設置されている「幸福の黄色いご意見箱」について、それぞれ周知の不足や改善提案などをいただきました。

おわりに

本懇談会は平成23年から開催され、今回で7回目になります。開催回数を重ねてきたこともあり、今年は、「女性だけ集まって懇談すること自体が性差を広げるのでは」といったご指摘もいただきました。

東京弁護士会における女性会員の割合は会員全体の20%程度にとどまります。また、女性会員の中には出産という男性会員とは異なるライフイベントを経る者もいます。さらに、新入会員へのアンケート、個別ヒアリング、その他の様々な調査からは、依然として、就職活動や業務における差別やセクハラ等、比較的若手の層を中心に、女性会員が様々な困難に直面する場面も相当程度存在する実情が窺われるところです。

これらの事情をふまえますと、今後も女性会員の意見を継続的に聞き、問題点の把握と効果的な対策に努めていくことは必要と考えられます。

一方で、前記各論点の中には女性特有の問題ではなく働き方そのものの問題もあります。一人一人の会員がより働きやすく会務にも参加しやすい弁護士会を実現するために、男性会員を含むより多くの会員に協力いただきながら、会全体で男女共同参画をさらに一歩前進させるべきときに来ているのかもしれない。